

ケアリーバーの自立に向けた更なる支援の拡充を求める意見書

虐待や貧困などのため親元で暮らすことができず、児童養護施設や里親家庭などで育ったことがある人たちは「社会的養護経験者」（ケアリーバー）といわれている。児童養護施設や里親などの社会的養護制度を利用することもたちは、原則18歳までに施設を退所して自立しなければならない。現在、全国で約4万5,000人もいるとされ、東京都ではここ数年、4,000人前後で推移している。

厚生労働省が令和3年4月に公表したケアリーバーに関する実態調査では、「困っていることや不安なこと」に関する質問に対して、「生活費や学費のこと」という回答が33.6%で最多となった。また、過去1年間に医療機関を受診できなかった経験がある人が全体の20.4%に上るなど、ケアリーバーの多くが生活に困窮している実態が浮き彫りとなった。

ケアリーバーは、自立後も生活費及び学費といった経済的な問題並びに人間関係などの不安を抱えている場合が多く、教育の機会を得られにくい状況にある。こうした困難な環境にあるケアリーバーに対し、国や自治体、施設等は社会的養護自立支援事業の充実を図り、様々な支援に取り組んでいるが、個々のニーズにあった切れ目ない支援を継続していくには、社会的養護を離れた後も長期的に支える仕組み作りが重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、ケアリーバーに対する継続的な支援体制の拡充を行うなど、ケアリーバーの自立に向けた更なる取組を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年10月21日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		